

令和5年 第4回 福岡市選挙管理委員会

2月20日（月） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第7号 個人演説会等を開催することができる施設の指定について

議案第8号 個人演説会等の施設の指定の取消しについて

議案第9号 個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者
等が納付すべき費用の額の承認について

議案第10号 福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定
めるくじを行う場所及び日時について

議案第11号 福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定
めるくじ等について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿から抹消する者の数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 期日前投票所について
- ④ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する
証票の交付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和5年3月6日（月） 午前10時30分
- ・令和5年3月20日（月） 午前10時30分
- ・令和5年3月30日（水） 午前10時30分

議案第7号

個人演説会等を開催することができる施設の指定について

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設を次のとおり指定する。

令和5年2月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

指定する施設

施設名	所在地	管理者名
市営箱崎ふ頭住宅集会所	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目9番	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)
市営弥永住宅1区集会所	福岡市南区弥永団地3番	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)
市営壱岐住宅56棟集会所	福岡市西区壱岐団地56番	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)
市営下山門住宅5区集会所	福岡市西区下山門団地45番	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)

(理由)

公職選挙法第161条第1項第3号の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第百六十一条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

一 学校及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)

二 地方公共団体の管理に属する公会堂

三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する事務の流れ

	施設管理者	市選管	県選管
施設指定の事務	指定についての同意	区選管との事前協議 ← 指定のための協議 <委員会議決> 指定の議決 (法161条1項3号) ← 指定の通知 指定の報告 (法161条3項)	施設指定の告示 (法161条4項)
設備の承認の程度及び費用の額	設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額の承諾及び承認申請 (令119条2項・121条) 設備の程度及び費用の額の公表 (令119条2項・121条) ※ 概ね告示により公表を行っている。	← <委員会議決> 設備の程度及び費用の額の承諾及び承認 (令119条2項・121条) 区選管への通知・連絡	

議案第8号

個人演説会等の施設の指定の取消しについて

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる次の施設について、施設の指定を取り消す。

令和5年2月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

指定を取り消す施設

施設名	所在地	管理者名
市営壱岐住宅 54 棟集会所	福岡市西区壱岐団地 54 番	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)

(理由)

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により指定した施設が廃止されたことによる。

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第百六十一条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

一 学校及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)

二 地方公共団体の管理に属する公会堂

三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する事務の流れ

	施設管理者	市選管	県選管
施設指定の事務	指定についての同意	区選管との事前協議 ← 指定のための協議 <委員会議決> 指定の議決 (法161条1項3号) ← 指定の通知 指定の報告 (法161条3項)	施設指定の告示 (法161条4項)
設備の承認の事務 額設備の承認の事務及び費用の	設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額の承諾及び承認申請 (令119条2項・121条) 設備の程度及び費用の額の公表 (令119条2項・121条) ※ 概ね告示により公表を行っている。	← <委員会議決> 設備の程度及び費用の額の承諾及び承認 (令119条2項・121条) 区選管への通知・連絡	

議案第9号

個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の管理者から申請があった当該施設の設備の程度及び当該施設の使用のために公職の候補者等が納付すべき費用の額については、申請のとおり承諾し、及び承認する。

令和5年2月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

申請内容

別紙のとおり

(理由)

公職選挙法第161条第1項第1号及び第3号に該当する個人演説会等の施設の管理者から、公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により、当該施設において個人演説会等を開催するために必要な設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認を求められたことにより、それぞれ承諾及び承認を行う。

令和5年2月2日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲員 大三郎 様

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

(総務部総務課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

区分	施設の名称 (所在地)	種別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平日	日曜日	休日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控室	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
新規	福岡市立 西都北小学校	講堂兼 体育館	福岡市立学校施設使用料条例(昭和23年福岡市条例第9号)別表に掲げる額			約 720	約 720	有	有	板張	有	無	有
新規	福岡市立 特別支援学校 「清水高等学園」	講堂兼 体育館	福岡市立学校施設使用料条例(昭和23年福岡市条例第9号)別表に掲げる額			約 764	約 760	有	有	板張	有	無	有

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲員 大三郎 様

福岡市長 高島 宗一郎
(住宅都市局住宅管理課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認
申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に
関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

施設の名称	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
		平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
		昼夜	昼夜	(祝共)								
市営壱岐住宅 56棟集会所	集会室	なし			約94	約94	有	無	板張	無	無	無
市営弥永住宅 1区集会所	集会室	なし			約57	約57	有	無	板張	無	無	無
市営下山門住 宅5区集会所	集会室	なし			約50	約50	有	無	板張	無	無	無
市営箱崎ふ頭 住宅集会所	集会室	なし			約50	約50	有	無	板張	無	無	無

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第百六十一条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

一 学校及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)

二 地方公共団体の管理に属する公会堂

三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(個人演説会等の施設の設備)

第百十九条 (略)

2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、…(略)…設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。

3 (略)

(個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用)

第百二十一条 …(略)…公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

○福岡市立学校施設使用料条例

別表

種別	使用区分	単位	金額
講堂兼体育館	一般	1時間につき	円 250
	公共		150
柔剣道場	一般		150
	公共		100
教室	一般		100
	公共		50
校庭	一般		200
	公共		100

備考

- 1 夜間照明施設の利用を伴う場合の校庭の使用料の額は、当該利用の時間1時間につきこの表に掲げる使用料の額に600円を加算した額とする。
- 2 「一般」とは、次項に定める使用以外の使用をいう。
- 3 「公共」とは、次に掲げる場合の使用をいう。
 - (1) 市又は教育委員会が後援する事業のため使用するとき。
 - (2) 教育委員会が教育行政上の必要があると認めるとき。

○個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する事務の流れ

	施設管理者	市選管	県選管
施設指定の事務	指定についての同意	区選管との事前協議 ← 指定のための協議 <委員会議決> 指定の議決 (法161条1項3号) ← 指定の通知 指定の報告 (法161条3項)	施設指定の告示 (法161条4項)
設備の承認の事務及び費用の額	設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額の承諾及び承認申請 (令119条2項・121条) 設備の程度及び費用の額の公表 (令119条2項・121条) ※ 概ね告示により公表を行っている。	<委員会議決> 設備の程度及び費用の額の承諾及び承認 (令119条2項・121条) 区選管への通知・連絡	

議案第10号

福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

選挙区	場 所	日 時
東 区	福岡市東区箱崎二丁目54番1号 福岡市東区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
博多区	福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 福岡市博多区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
中央区	福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
南 区	福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
城南区	福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号 福岡市城南区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
早良区	福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から
西 区	福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時30分から

(理由)

福岡市議会議員選挙公報発行規程第8条第3項の規定による。

(関係法令)

○福岡市議会議員選挙公報発行条例

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、掲載文及び写真を添えて、当該選挙区に係る福岡市の区選挙管理委員会を経由して市委員会にその指定する期日までに文書で申請しなければならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 (略)

- 2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、市委員会がくじにより定める。
- 3 前条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

○福岡市議会議員選挙公報発行規程

(掲載文の申請)

第2条 条例第3条の規定により、候補者が選挙公報への掲載の申請をしようとするときは、福岡市議会議員選挙公報掲載申請書(様式第1号)を当該選挙の期日の告示のあった日に、郵便によることなく当該選挙区に係る福岡市の区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)を経由して、福岡市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(掲載順序のくじ)

第8条 掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじは、第2条に定める期間経過後直ちに行う。

- 2 前項のくじを、市委員会は区委員会に行わせることができる。
- 3 第1項のくじを行う場所及び日時は、市委員会が定め、あらかじめ告示する。
- 4 第1項のくじに立ち会う候補者又はその代理人は、くじの開始時刻までに、市委員会(第2項の規定によりくじを区委員会に行わせる場合は区委員会)にその旨を申し出なければならない。

議案第11号

福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ等について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ等について、次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

- 1 くじは次の方法により、各区選挙管理委員会において行う。
 - (1) くじは、くじ棒により行う。
 - (2) 各候補者の立候補届出番号を当該候補者の固有番号とする。
 - (3) 選挙公報への掲載を申請した全候補者について、その固有番号と同じ数値が記載されたくじ棒をくじ箱に入れたうえで、1本ずつ順にくじ棒を取り出す。
 - (4) 最初に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序1番とし、2番目に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序2番とする。

以下、同様の方法により掲載順序を定める。
 - (5) 福岡市議会議員選挙公報発行規程別記様式第5号中、(1)の区画に掲載順序1番の者の政見等を、(2)の区画に掲載順序2番の者の政見等を掲載する。

以下同様の方法により政見等を掲載する区画を定める。

- 2 掲載を申請した候補者の数が7人以上の場合は第2面以降を使用することとし、各面に掲載する掲載文の数を次のとおりとする。

掲 載 申請者数	選挙公報 の 頁 数	各面への掲載数（各面6区画）			
		第1面	第2面	第3面	第4面
7	4	4	3	全面啓発記事	全面啓発記事
8	4	4	4	全面啓発記事	全面啓発記事
9	4	5	4	全面啓発記事	全面啓発記事
10	4	6	4	全面啓発記事	全面啓発記事
11	4	6	5	全面啓発記事	全面啓発記事
12	4	6	6	全面啓発記事	全面啓発記事
13	4	6	4	3	全面啓発記事
14	4	6	4	4	全面啓発記事
15	4	6	5	4	全面啓発記事
16	4	6	6	4	全面啓発記事
17	4	6	6	5	全面啓発記事
18	4	6	6	6	全面啓発記事
19	4	6	5	4	4
20	4	6	6	4	4
21	4	6	6	5	4
22	4	6	6	6	4
23	4	6	6	6	5
24	4	6	6	6	6

- 3 各掲載面の掲載文を掲載しない区画には、市選挙管理委員会において啓発記事を掲載する。

(理由)

福岡市議会議員選挙公報発行条例第4条第2項並びに同規程第8条第2項、第10条及び別記様式第5号備考2の規定による。

(関係法令)

○福岡市議会議員選挙公報発行条例

(選挙公報の発行手続)

第4条 (略)

- 2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、市委員会がくじにより定める。
- 3 (略)

○福岡市議会議員選挙公報発行規程

(掲載順序のくじ)

- 第8条 掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじは、第2条に定める期間経過後直ちに行う。
- 2 前項のくじを、市委員会は区委員会に行わせることができる。
- 3・4 (略)

(選挙公報の印刷)

- 第9条 選挙公報は、別記様式第5号により、掲載文の原稿を写真製版により、黒色で印刷する。
- 2 候補者は、選挙公報の体裁等について指定することができない。
(余白の利用)

- 第10条 選挙公報には、その余白を利用して選挙啓発のための標語又は棄権防止のための事項等を記載することができる。

様式第5号

第1面

年 月 日 執行	選挙区 (定数 人)
福岡市議会議員選挙公報	福岡市選挙管理委員会
(2)	(1)
(4)	(3)
(6)	(5)

- 備考 1 用紙は、新聞紙大のものとするが、掲載を希望する候補者の数により、用紙の大きさ及び体裁を変更することができる。
- 2 掲載を希望する候補者の数が7人以上である場合には、第2面以降を使用することができる。この場合の様式及び掲載の順序は、第1面の場合に準じるものとし、各面に掲載する掲載文の数は選挙の都度定める。

報告事項 1

選挙人名簿から抹消する者の数について

1月21日～2月20日区委員会議決分

区 分	抹消者の合計	抹 消 者 の 内 訳		
		死 亡 者	市外転出後 4箇月経過者	在外登録移転者
東 区	963	319	643	1
博多区	1,058	215	843	0
中央区	762	131	631	0
南 区	789	270	519	0
城南区	299	135	164	0
早良区	531	200	331	0
西 区	563	231	331	1
福岡市計	4,965	1,501	3,462	2

参考（1月21日～2月20日区委員会議決における抹消後の選挙人名簿登録者数）

	前回 選挙人名簿登録者数	前回以降の 抹消者数	2月20日現在 選挙人名簿登録者数
福岡市計	1,294,048	4,965	1,289,083

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

1月21日～2月20日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	139	0	1	0	140
博 多 区	101	0	0	0	101
中 央 区	149	1	0	0	150
南 区	144	1	0	0	145
城 南 区	87	0	0	2	85
早 良 区	113	1	0	3	111
西 区	76	2	1	1	78
福岡市計	809	5	2	6	810

報告事項3

商業施設に設置する期日前投票所について

令和5年4月9日執行の統一地方選挙（福岡県議会議員一般選挙、福岡市議会議員一般選挙）において、下記のとおり、商業施設に期日前投票所を設置します。

また、商業施設への設置により、選挙人の利便性を向上させる取り組みとして、今回、市役所1階からソラリアプラザ1階へ変更するものです。

天神地区の商業施設への期日前投票所の設置は初めてとなります。

記

1 商業施設に設置する期日前投票所について

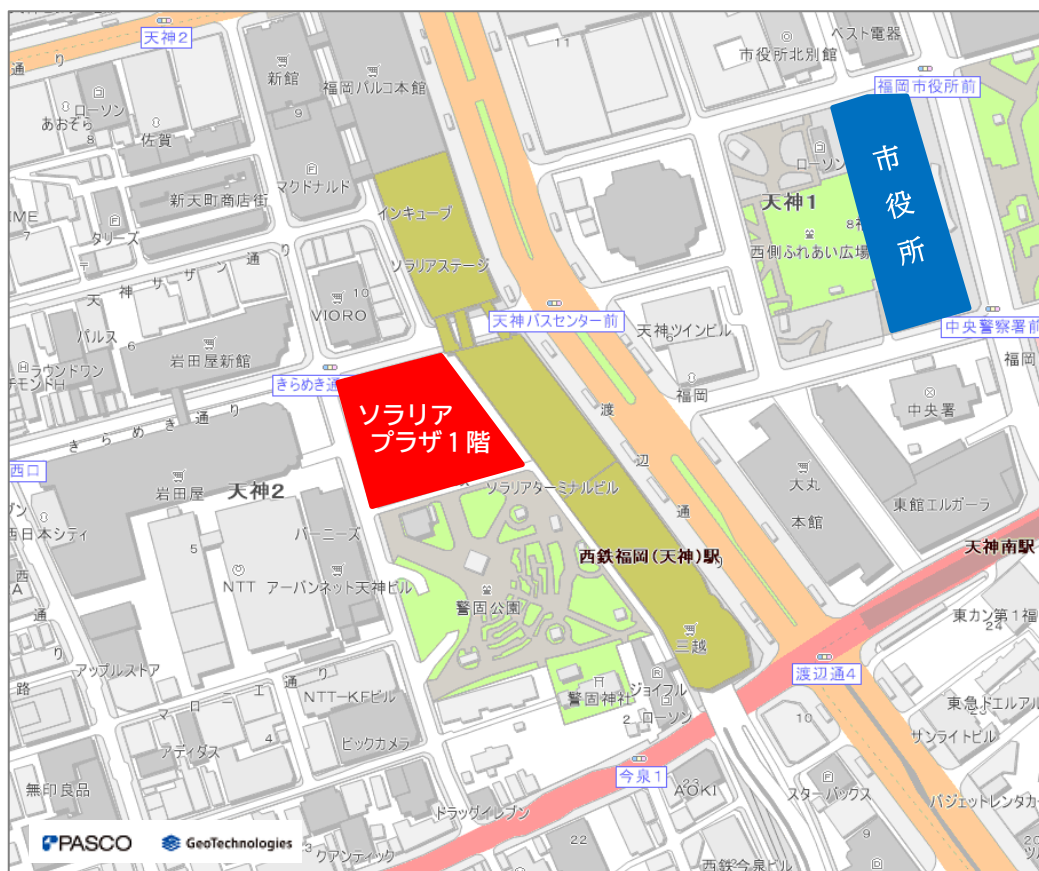
場 所	投票できる方	期間・時間
新規 <u>ソラリアプラザ1階</u> <u>(ソラリアゼファ)</u>	<u>福岡市の選挙人名簿に登録されている方</u>	4月1日(土) ～4月8日(土) 10:00～19:00
イオンモール香椎浜 (2階イオンホール)	東区の選挙人名簿に登録されている方	
ららぽーと福岡 (1階メディアパーク)	博多区・南区の選挙人名簿に登録されている方	
イオンスタイル笹丘 (中央区: 3階多目的ホール) (城南区: 2階多目的ホール)	中央区・城南区の選挙人名簿に登録されている方	
木の葉モール橋本 (1階会議室 ATM コーナー横)	早良区・西区の選挙人名簿に登録されている方	

2 有権者への周知

投票所入場整理券、選挙公報、ホームページ、市政だより、施設内の掲示物などで周知

期日前投票所 位置図

ソラリアプラザ1階 (ソラリアゼファ) 福岡市中央区天神2丁目2番43号



期日前投票所の設置状況（令和5年4月9日執行 統一地方選挙）

区分	期日前投票所	所在地	設置期間
全区	ソラリアプラザ1階 (ソラリアゼファ)	中央区天神二丁目2番43号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前10時～午後7時
東区	東区役所別館3階301会議室	東区箱崎二丁目54番1号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時
	なみきスクエア1階交流ロビー	東区千早四丁目21番45号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前10時～午後8時
	イオンモール香椎浜 (2階イオンホール)	東区香椎浜三丁目12番1号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前10時～午後7時
博多区	博多区役所1階多目的スペース	博多区博多駅前二丁目8番1号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時
	さざんびあ博多1階市民ロビー	博多区南本町二丁目3番1号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前10時～午後8時
	ららぽーと福岡 (1階メディアパーク)	博多区那珂六丁目23番1号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前10時～午後7時
中央区	中央区役所3階大会議室	中央区大名二丁目5番31号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時
	イオンスタイル笹丘 (3階多目的ホール)	中央区笹丘一丁目28番74号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前10時～午後7時
南区	南区役所2階大会議室	南区塩原三丁目25番1号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時
	福翔高等学校セミナーハウス 1階研修室	南区野多目五丁目31番1号	4月1日(土)・4月2日(日) 午前10時～午後6時
	ららぽーと福岡 (1階メディアパーク)	博多区那珂六丁目23番1号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前10時～午後7時
城南区	城南区役所3階大会議室	城南区鳥飼六丁目1番1号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時
	イオンスタイル笹丘 (2階多目的ホール)	中央区笹丘一丁目28番74号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前10時～午後7時
早良区	早良区役所2階大会議室	早良区百道二丁目1番1号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時
	早良区役所入部出張所2階保健相談室	早良区東入部二丁目14番8号	
	木の葉モール橋本 (1階会議室ATMコーナー横)	西区橋本二丁目27番2号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前10時～午後7時
西区	西区役所3階大会議室A・B	西区内浜一丁目4番1号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時
	西区役所西部出張所2階202会議室	西区西都二丁目1番1号	
	木の葉モール橋本 (1階会議室ATMコーナー横)	西区橋本二丁目27番2号	4月1日(土)～4月8日(土) 午前10時～午後7時

※太字部分は、令和4年11月執行の福岡市長選挙から会場を変更している。

報告事項4

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 5人（全交付数 84人） |
| (2) 後援団体用 | 3団体（全交付数 83団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 0人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 0団体） |